

【特集:おらほの農地集積】

「全町一体となった集団転作」 ~ 水田の高度利用を目指して ~

ものうちょうせいぶ

# 桃生町西部地区、

ものうちょう

# 桃生町 2・3・4・5・6・7・8 期地区

## 1 地区の概要

事業名:	県営ほ場整備事業	担い手農家戸数:	41戸
	県営ほ場整備事業(県営低コスト化)(6期,7期,8期地区)		
	県営ほ場整備事業(担い手育成型)		
関係市町村:	桃生郡桃生町・河北町	担い手経営面積	
関係土地改良区:	桃生郡北方土地改良区	(現在):	389.7ha
工期:	昭和59年~平成19年(予定)	(計画):	486.9ha
受益面積:	1,475ha	農地集積増加率(目標):	103.1%
総事業費:	18,574.9百万円	農地集積率(目標):	62.5%



## 2 地区の現状, 推進体制

桃生町では,昭和59年度採択の桃生町西部地区から平成10年度採択の桃生町8期地区まで全町的に生産基盤の整備を推進し,平成15年度までの整備済水田面積は,実績見込みで1,507ha,整備率は81.5%となっております。

桃生町でのほ場整備事業の推進体制は,桃生町農業振興協議会を中心に,各ほ場整備地区ごとの実行委員会・換地委員会・評価委員会,並びに地区アグリセンター,地域アグリセンターが連携した体制となっており,農地集積を含めて事業の推進を行っております。また,役場,改良区,JAが一体となって,各アグリセンターへの研修会や説明会,地区農家への集落説明会等を開催し,農地集積に関する問題点や疑問点の解決に努め,農家の合意形成を図っております。この結果,平成10年度からブロックローテーション方式による集団転作を全町的な同意を得て実施しております。さらには,経営面積で150ha規模を越える生産組織を始めとして,27の生産組織と3つの農業法人が育成され,地域水田農業の担い手となっております。

### 農地集積の中心, アグリセンター

アグリセンターは,農地集積を担当する組織で地区アグリセンターと地域アグリセンターがあり,桃生町では,地区アグリセンターが7組織,地域アグリセンターが32組織あります。アグリセンターの役員は,各地区とも実行・換地・評価委員から選任し,各委員会との連絡調整を図りやすくするとともに,農地集積を考慮した委員会活動を推進しております。

現在,各地域アグリセンターは,町からの農地集積目標を受け,地域内の委託希望農家の調査結果等と摺り合わせを行い,地域内の

出し手農家,受け手農家(担い手農家等)それぞれの合意を得て,転作のブロックローテーション計画を含めた集積計画書及び集積図面を作成しております。そして,これら計画書等を町で審査終了後,出して農家と担い手農家の契約会を開催し,農地集積を推進しております。



## 3 地域の実情にあわせた農地集積手法

同じ桃生町内のほ場整備地区といっても地区によって,農地集積に対する理解度や協力度合いが異なっており,地区ごとに集積の手法を変え,地域の実情にあわせた農地集積手法により農地集積を推進しております。

### 水稲を中心とした集積

農地集積に対して比較的協力的な農家が多い地区では,水稲による農地集積を進め,水稲団地を形成して担い手に集積しました。生産調整のためには,ブロックローテーションによる転作を実施しております。

### 水稲と転作のブロックローテーション及び転作固定団地による集積

転作での農地集積であれば協力するという農家が多い地区では,地区全員の同意を得るのに時間がかかりましたが,転作の固定団地並びに水田と転作のブロックローテーションによる農地集積を推進しました。

### 転作だけの集積

農地集積に対して非協力的な農家が多かった地区では,3年間の転作だけのブロックローテーションを行うことに対して,地区全員の同意を得て集積を推進しました。各農家への転作の配分が30%以上あることから,集積目標の残り20%についても転作で集積することとしました。

### 水稲と転作のブロックローテーションによる集積

担い手育成型で推進している地区では,水稲団地とブロックローテーションによる転作団地を組み合わせで担い手への農地集積を行っています。



桃生町3期地区ブロックローテーション図

## 4 担い手等の育成・大型施設等の利用

桃生町では,生産組織等の機械経費等の削減のため,機械リース事業によるコンバイン等の導入,経営構造対策事業による大型共同乾燥調整施設「桃米館」等の整備を行っております。生産組織としては,所有の乾燥調整施設とントリーエレベータを相互利用することにより,刈り取り受託面積の拡大,刈り取り期間を短期間に集約することにより品質低下を防ぐなどのメリットがあります。



## 5 今後の課題

桃生町では,ブロックローテーション方式による集団転作を全町で推進していますが,有機栽培等の環境保全型農業を実施するためには,水稲団地や転作団地の固定化が必要になっていきます。このため,「米政策改革大綱に対応した水田農業モデルづくり」推進プロジェクトのモデル地区でもある桃生町8期地区において,新たな集団転作の手法等について,検討・実践する予定です。

- 問い合わせ先 -

水土里ネットきたかた(桃生郡北方土地改良区)

〒986-0313 桃生郡桃生町中津山字四軒前68-3

TEL 0225-76-2041 / FAX 0225-76-2128